

# PPP/PFIの推進について

平成29年9月



内閣府 民間資金等活用事業推進室

# PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版) ※**橙字**は主な改定事項

**背景** 今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、また良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

- ポイント**
- ・ 推進のための施策として、新たに「**公的不動産における官民連携の推進**」を明記
  - ・ 平成28年度のフォローアップにより**具体的施策をブラッシュアップ**(優先的検討の更なる推進等)
  - ・ 空港をはじめとした従来のコンセッション事業等の**重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設を追加**

PPP/PFI推進のための施策	
コンセッション事業の推進	実効性のある優先的検討の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定</li> <li>○独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間において、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施</li> <li>・国及び人口20万人以上の地方公共団体における確かな運用、優良事例の横展開の具体的な推進</li> <li>・人口20万人以上の地方公共団体が速やかに策定完了するよう支援実施</li> <li>・地域の実情や運用状況を踏まえた人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大</li> </ul>
公的不動産における官民連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インフラ分野での活用の裾野拡大</li> <li>○地域プラットフォームを通じた案件形成の推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用マニュアルの周知による形成の働きかけ</li> <li>・広域的な地域プラットフォーム形成・運営の支援</li> </ul> </li> <li>○民間提案の積極的活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間提案活用指針を平成29年度末までに策定</li> <li>・民間提案支援を平成29年度から実施</li> </ul> </li> <li>○情報提供等の地方公共団体に対する支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・バンドリング・広域化、公的不動産利活用事業の優良事例の横展開、ワンストップ窓口の強化・周知</li> </ul> </li> <li>○PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園におけるPPP/PFI手法の拡充</li> <li>・遊休文教施設の利活用</li> <li>・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間提案の積極的活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間提案活用指針を平成29年度末までに策定</li> <li>・民間提案支援を平成29年度から実施</li> </ul> </li> <li>○情報提供等の地方公共団体に対する支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・バンドリング・広域化、公的不動産利活用事業の優良事例の横展開、ワンストップ窓口の強化・周知</li> </ul> </li> <li>○PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用</li> </ul>
コンセッション事業等の重点分野	空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【6件：～平成29年度】 道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】 クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】
事業規模目標	21兆円(平成25～34年度の10年間) (コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、 <b>公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)</b> 、その他事業5兆円)
PDCAサイクル	毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

改定版概要

## 2. PPP/PFI推進に当たっての考え方 (P.5)

### (2) 事業類型ごとの進め方

#### ③ 公的不動産<sup>※4</sup>の有効活用を図るPPP事業(以下「公的不動産利活用事業」という。)(類型Ⅲ)

低未利用の公的不動産を有効活用することで、まちの賑わいを官民連携して創出し、地域の「価値」や住民満足度をより高めるとともに、新たな投資やビジネス機会を創出することが重要である。このため、**公共施設等総合管理計画等の策定や固定資産台帳等の整備等に基づき、行政財産を含む国公有不動産や国立大学法人等の不動産等の公的不動産の最適利用を図っていくことが課題**となっており、類型Ⅰ・Ⅱのみでなく、広くかつ柔軟に公的不動産利活用事業を活用することにより、これを進めることが重要である。

その際、民間の創意工夫を最大限活用するため、民間提案を積極的に活用する。

さらに、公的不動産を核にしたまちづくりのために官民の長期的なパートナーシップの枠組みをつくる**LABV<sup>※5</sup>等の新たな手法についても活用を積極的に検討すべき**である。

※4 PFI法第2条第3項に規定する公共施設等の管理者等が保有する土地及び建物をいう。

※5 Local Asset Backed Vehicle の略。地方公共団体等が公的不動産を現物出資し、民間事業者が現金等を出資するとともにノウハウを提供することで新たな事業体を設立し、当該事業体を活用して公的不動産の有効活用を図る方式。

## 3. 推進のための施策 (P.10)

### (3) 公的不動産における官民連携の推進

#### 【方針】

低未利用の公的不動産を有効活用することで、まちの賑わいを官民連携して創出し、地域の「価値」や住民満足度をより高めるとともに、新たな投資やビジネス機会を創出することが重要であり、以下の具体的取組により公的不動産における官民連携の推進を図る。

#### 【具体的取組】

- ① **道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を推進**するため、首都高速道路築地川区間をモデルケースとし、PPPの活用について検討を引き続き推進する。〈国土交通省〉
- ② 平成29年の**都市公園法の改正による公募設置管理制度の創設等、PPP/PFI手法の拡充**を行う。(平成29年度まで)〈国土交通省〉

## 3. 推進のための施策

(P.10)

### (3) 公的不動産における官民連携の推進

#### 【具体的取組】(続き)

- ③ **国立大学法人の土地等**について、当該法人の業務に関わらない用途としても、文部科学大臣の認可を受ければ**第三者に貸付ける**ことができる制度が創設されたことから、当該制度の活用により、国立大学法人の資産の有効活用が図られるようにするため、大学等に対して**制度等についての周知**を図る。(平成29年度から) <文部科学省>
- ④ 若年人口の減少に伴い、今後小中学校等の遊休化が急速に拡大する中で、地域包括ケア拠点としての利活用等、**文教施設等の集約・複合化等**に向け、**官民合同検討会、地元企業参画スキームの優良事例の横展開等**を行う。(平成29年度から) <文部科学省、厚生労働省、内閣府>
- ⑤ 地方公共団体における**公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳の整備・公表を引き続き進める**ことにより、公的不動産の活用への**民間事業者の参画を促す環境の整備**を進める。 <総務省>

## 3. 推進のための施策

(P.12)

### (5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援

#### 【方針】

今後、優先的検討規程の運用開始等により、PPP/PFI事業の裾野拡大が見込まれ、PPP/PFI事業に通暁した人材の育成が急務であることから、事業を担う人材の育成に取り組む。具体的には、地方公共団体等の実務担当者が、PPP/PFI事業に関する必要な情報を容易に得ることができる環境を整備する。また、コンセッション事業等、案件形成に向けて高度な検討が必要な事業に対しては、検討段階に応じた継続的な支援を行う。

#### 【具体的取組】

- ② PPP/PFI事業に関する地方公共団体等からの照会・相談に対応する**省庁横断的なワンストップ窓口**について、公的不動産利活用事業やバンドリング・広域化等の照会・相談に対応できるよう**調整体制を強化**するとともに、その**周知**を図る。(平成29年度末まで) <内閣府>
- ④ バンドリング・広域化、あるいは公的不動産利活用を含めた幅広い種類のPPP事業について**先導性の高い優良事例を収集**する。この際、地域経済の活性化への貢献のほか、庁内での意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係者との合意形成の段階等に踏み込んだ成功要因の分析も行い、これを同種・類似のPPP/PFI事業を実施しようとする地方公共団体等へ情報提供することにより横展開を図る。(平成29年度から) <内閣府>

## 4. 集中取組方針

(P.23)

### (2) 重点分野と目標

#### ⑥ 公営住宅

次に掲げる措置等により、平成28年度から平成30年度までを集中強化期間として、**6件のコンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化を目標**とする。〈国土交通省〉

- ・公営住宅の建替・集約化に際して、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すことが重要である。〈国土交通省〉
- ・このため、将来的なコンセッション事業の活用を視野に入れ、収益型事業や公的不動産利活用事業の積極的活用により、公的負担の抑制を図る。(平成28年度から)〈国土交通省〉

## 5. 事業規模目標

(P.26)

### (2) 目標

#### ③ 公的不動産の有効活用を図るPPP事業(類型Ⅲ)

公共施設等総合管理計画等や固定資産台帳等の整備が進むことや優先的検討規程の実効ある運用を踏まえ、事業規模目標期間内に**人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度本事業類型の事業<sup>※17</sup>の実施を目指す**こと等により**4兆円の事業規模を目標**とする。

※17 1,000 m<sup>2</sup>以上の公的不動産利活用事業であって、民間事業者の提案を活用した事業に限り、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業を除く。



# (参考)PPP/PFI推進アクションプランの各類型

## PPP/PFIの概念図

### PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

### PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

#### 【類型Ⅰ】

公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)

#### 【類型Ⅱ】

収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業(収益型事業)

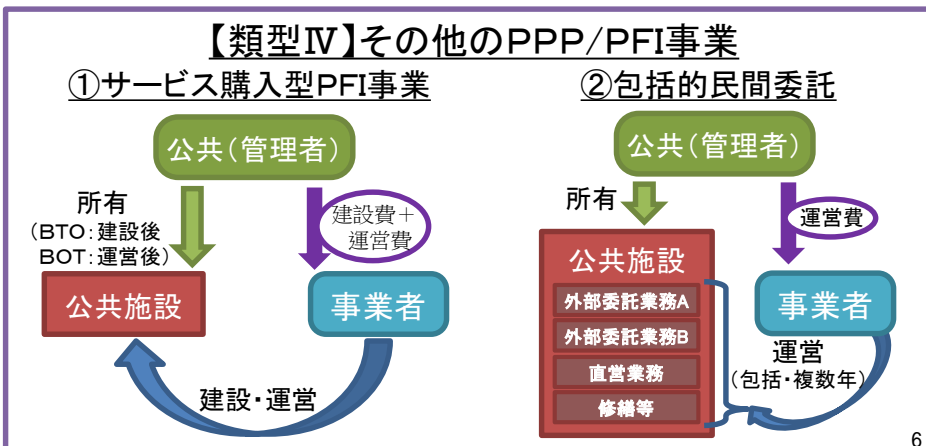
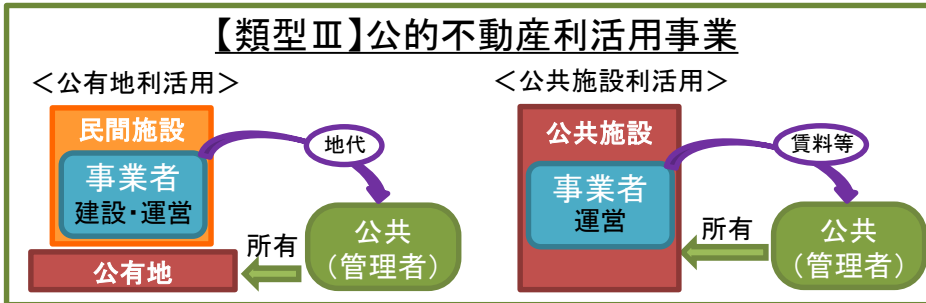
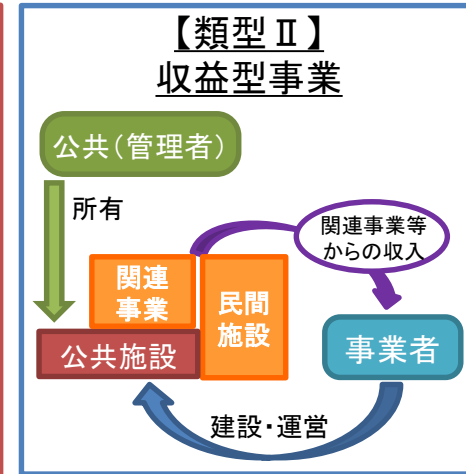
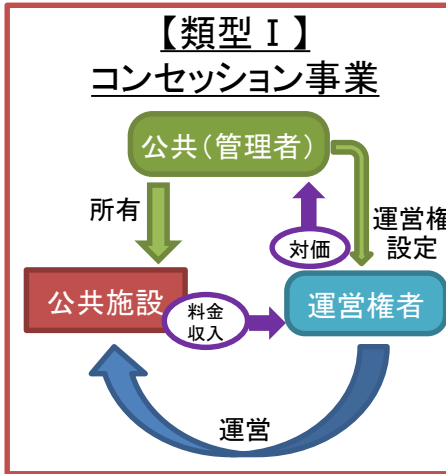
#### 【類型Ⅳ】

その他のPPP/PFI事業  
 (①サービス購入型PFI事業)  
 (②包括的民間委託)

#### 【類型Ⅲ】

公的不動産の有効活用を図るPPP事業(公的不動産利活用事業)

## 各類型のスキーム図 (※以下は、各類型の一例)



# PPP/PFI推進アクションプランの事業規模目標の進捗

事業類型ごとの事業規模目標等 (H25～34年度:10年間)		H25年度	H26年度	H27年度	累計 (H25～27年度)
類型Ⅰ コンセッション事業	7兆円	－円(－円)	0兆円(0億円)	5.1兆円(7億円)	5.1兆円(7億円)
類型Ⅱ 収益型事業	5兆円	0.4兆円(312億円)	0.3兆円(335億円)	0.9兆円(807億円)	1.6兆円(1,454億円)
類型Ⅲ 公的不動産利活用事業	4兆円	0.3兆円(1,236億円)	0.3兆円(312億円)	0.3兆円(832億円)	0.9兆円(2,380億円)
類型Ⅳ その他PPP/PFI事業 (サービス購入型PFI事業等)	5兆円	0.6兆円(610億円)	0.5兆円(466億円)	0.5兆円(396億円)	1.6兆円(1,472億円)
合計	21兆円(約2.7兆円)	1.3兆円(2,158億円)	1.0兆円(1,113億円)	6.7兆円(2,042億円)	9.1兆円(5,313億円)

※H25～27年度の括弧内の数値は、歳出削減等効果(歳出削減額及び事業実施に伴う歳入増加効果)推計値。  
 なお、類型Ⅰ コンセッション事業の運営権対価等は、歳入増加効果には含めていない。

- ・類型Ⅰ・Ⅱ・Ⅳは順調に進捗する一方、類型Ⅲの進捗は目標に対し遅れているため、今後一層の推進が必要
  - ・類型Ⅲの事業について、PPP/PFI推進アクションプランにて**人口20万人以上の各地方公共団体**(181団体)で平成25～34年度に**2件程度の実施**を目指すこととしており、平成25～27年度に41件の事業が実施
- ⇒**優先的検討規程の策定・実効ある運用が求められる**

# (参考)コンセプション事業等の重点分野の進捗状況

平成29年7月31日時点

## 空港(目標6件達成)

但馬空港 平成27年1月から運營業業を実施中。

関西国際空港  
大阪国際空港 平成28年4月から運營業業を実施中。

仙台空港 平成28年7月から運營業業を実施中。

神戸空港 平成30年4月頃の事業開始に向け、平成29年7月に優先交渉権者を決定。

高松空港 平成30年4月の事業開始に向け、平成29年7月に優先交渉権者を決定。

静岡空港 平成31年4月の事業開始に向け、平成29年5月に募集要項を公表。

福岡空港 平成31年4月の事業開始に向け、平成29年5月に募集要項を公表。

熊本空港 平成32年4月頃の事業開始に向け、平成29年6月にマーケットサウンディングを開始。

北海道内7空港 平成32年度の事業開始に向け、平成29年7月にマーケットサウンディングを開始。

広島空港 平成29年度にデューデリジェンスを実施。

## 道路(目標1件達成)

愛知県  
道路公社 平成28年10月から運營業業を実施中。

## 水道(目標6件:~2018年度に延長)

大阪市 平成27年2月・平成28年2月に実施方針に関する条例改正案を議会に提出したが、成立しなかった(検討継続中)。

奈良市 平成28年3月に実施方針の条例案を議会に提出したが、成立しなかった。平成29年度にデューデリジェンスを実施(検討継続中)。

浜松市 平成29年度にデューデリジェンスを実施。

伊豆の国市 平成29年度にデューデリジェンスを実施。

宮城県 平成29年度にデューデリジェンスを実施。

## 下水道(目標6件:~2017年度に延長)

浜松市 平成30年4月の事業開始に向け、平成29年3月に優先交渉権者を決定。

奈良市 平成28年3月に実施方針の条例案を議会に提出したが、成立しなかった。平成29年度にデューデリジェンスを実施(検討継続中)。

三浦市 平成28年12月に事業の調査・審議を行う審議会を設置する条例が公布。

須崎市 平成29年度にデューデリジェンスを実施。

宇部市 平成29年度にデューデリジェンスを実施。

## 文教施設(目標3件:~2018年度)

旧奈良監獄 平成31年10月の史料館運営開始に向け、平成29年5月に優先交渉権者を決定。

(仮称)大阪新美術館 平成29年度にデューデリジェンスを実施。

※文教施設を重点分野に設定する以前である平成27年7月から国立女性教育会館が運營業業を実施中。

## 公営住宅(目標6件:~2018年度) ※収益型事業・公的不動産利活用事業を含む

神戸市(東多聞台) 平成28年12月に事業契約を締結。

池田市(石橋) 平成29年6月に事業契約を締結。

埼玉県(大宮植竹) 平成29年5月に基本協定を締結。

東京都(北青山) 平成29年6月に基本協定を締結。

岡山市(北長瀬) 平成29年7月に事業予定者を決定。

大阪府(吹田佐竹台・吹田高野台) 平成29年6月に実施方針を再公表。

## MICE施設(目標6件:~2019年度)

横浜市 平成32年4月の事業開始に向け、平成29年3月に実施契約を締結。

愛知県 平成31年9月の事業開始に向け、平成29年7月に募集要項を公表。



# 優先的検討の今後の取り組み

## 【背景】

- 公共施設等においては老朽化による更新や統廃合の必要性が強まっており、PPP/PFIが有効な規模の事業は地方公共団体の人口規模に関わりなく十分に起こりうる。
- 地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定がほぼ完了し、個別施設計画の策定から実行に入る今後数年間においてPPP/PFIの検討を行うことが重要である。
- そのため、上記認識のもと、全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定が進むことを強く期待したい。



## 【平成29年度の取り組み】

- 国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、実効性のある優先的検討の的確な運用を図る。
- 人口20万人以上の未策定地方公共団体が速やかに策定するよう、策定における課題の解消に向けた助言等の支援を実施する。
- 人口20万人未満の地方公共団体の優先的検討規程の策定や、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を支援するとともに、地域の実情や運用状況を踏まえた優先的検討規程の適用拡大を図る。その際、実効性の上がる方策について、具体的に検討する。

## 平成30年度 予算概算要求・財政投融资要求について

平成29年9月  
内閣府PFI推進室

### 予算概算要求

330(168) (単位：百万円)

注) 合計の数字は四捨五入の関係で一致しない。

- ・ PPP/PFI事業の案件形成機能の強化・充実 220(127)  
(優先課題推進枠)

アクションプランを確実に推進するため、案件形成に資する事業モデルを新たに構築するために必要な検討を行うとともに、地域企業のノウハウ習得や地域人材育成に向けた産官学金からなる地域プラットフォームの形成を支援する。

また、コンセッション事業の具体化を促進するために会計・税務等の高度な専門家チームの派遣を行うなど、地方公共団体の案件形成促進に向けて事業フェーズに応じた切れ目ない支援を図る。

- ・ 地方公共団体におけるPPP/PFI事業の促進、アクションプランの推進に係る調査・分析等、PPP/PFIの推進 111(41)  
(優先課題推進枠(59)を含む。)

アクションプランを踏まえ、公共施設等運営権方式を活用したPPP/PFI事業等をさらに推進するための方策の検討や制度上の問題の解消等に必要な検討を行う。

また、我が国の公共施設等運営権方式に関する制度や個別事業について、地方公共団体に積極的に周知するとともに、国内外の主要都市において、事業者や投資家向けの説明会を開催する。

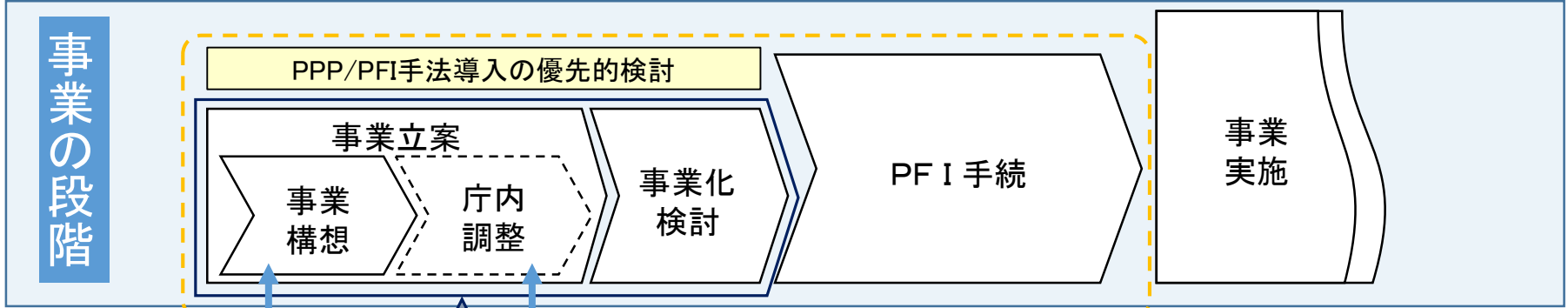
### 財政投融资要求

- ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用 (単位：億円)  
30【産投出資】、630【政府保証】

※現時点の機構への出資額 200(国出資 100、民間出資 100)

# PPP/PFI事業の案件形成機能の強化・充実

## PPP/PFI推進に資する支援



### ①優先的検討運用支援

優先的検討規程を策定し具体的な事業をPFI方式で進めようとする地方公共団体等にコンサルタントを派遣し、規程の策定と運用による事業進捗を支援

### ④新規案件形成支援

構想段階の事業案件について、PPP/PFI手法を導入しての事業化を図るためコンサルタントを派遣

### ②高度専門家による課題検討支援

コンセッション事業等を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家を派遣し、情報提供、助言等の支援を実施

※コンセッション事業等  
高度な知見を必要とするもの

### ⑤民間提案活用支援

民間提案の活用を予定している地方公共団体等にコンサルタントを派遣し、公募、受付、評価、活用検討等の取組を一連で支援

### ⑥PPP/PFI専門家派遣

### ⑦ワンストップ窓口

### ③地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFIの案件形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウ習得や情報の交換・共有を容易にする場(プラットフォーム)の形成や運営を支援

複数の地方公共団体等で構成される広域的な取組等を重点支援

